

## 令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置等について

令和6年2月16日に国土交通省が決定した令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価及び令和6年3月から適用する設計業務委託等技術者単価（以下、「新労務単価」という。）の市発注事業への適用に伴い、令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価及び令和5年度設計業務委託等技術者単価（以下、「旧労務単価」という。）を用いて予定価格を積算した工事及び委託（以下、「工事等」という。）について、新労務単価に基づく請負代金額に変更するための協議を受注者が請求できるよう下記のとおり特例措置を定めました。

また、令和6年2月29日以前に契約した工事のうち、市と協議して決定する基準日から残工期が2ヶ月以上ある工事については、賃金等の急激な変動に対処するためのインフレスライド条項（工事請負契約約款第26条第6項）を適用することといたします。

### 記

#### 1 特例措置

##### (1)特例措置の概要

受注者は、釧路市建設工事請負契約約款第64条及び釧路市設計業務等契約約款第60条の規定に基づき、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための協議を請求することができる。

※釧路市建設工事請負契約約款（補則）第64条

「この約款に定めるもののほか、受注者は釧路市契約規則及び建設業法その他の関係法令を遵守するとともに、その他必要な事項については発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。」

※釧路市設計業務等契約約款（補則）第60条

「この約款に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。」

##### (2)対象工事等

令和6年3月1日以降に契約を行う工事等のうち、旧労務単価を用いて予定価格を積算した工事等とする。また、各課にて発注を行っている工事等については、各担当課に問い合わせを行うものとする。  
※今後、公告等を行う工事等のうち、対象となる工事等については「現場説明書」の説明事項欄に『本工事の積算は、令和5年度単価による。』と表示する。

##### (3)請負代金額の変更

変更後の請負代金額は、次の式により算出する

変更後の請負代金額（業務委託料）  $P_{\text{新}} \times k$

※上記の式において、 $P_{\text{新}}$ 及び $k$ はそれぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

$k$ ：当初契約の落札率

##### (4)請求方法

協議の請求は、書面により対象工事等の起工課に行うものとする。

(5)請求期限

原則、当該工事等の契約締結の日から30日以内とする。

## 2 インフレスライド条項（工事請負契約約款第26条第6項）の適用

(1)対象工事

令和6年2月29日以前に契約を締結した工事のうち、基準日（スライド変更の協議の請求があった日から起算して14日以内で、受発注者が協議して定める日）から2ヶ月以上残工期があるもの

(2)請負代金額の変更

賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。

(3)スライド協議の請求

発注者からのスライド協議の請求は、書面により対象工事の起工課に行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。